



NEWS LETTER



Contents

- 副所長 就任のご挨拶
- 研究所 TOPICS
- ユネスコ公共図書館宣言 2022 (仮訳) および解説 (Library Compass 第6回)



就任のご挨拶

副所長 戸田 あきら

二〇二二年九月より、未来の図書館 研究所 副所長に就任いたしました。よろしくお願いたします。

公共図書館は、ここ二年間、新型コロナウイルスのために多くの図書館が休館やサービスの制限を余儀なくされ、二〇二〇年度の全国公共図書館の年間個人貸出冊数は、前年度に比べて一六・五%の大幅な減少となりました。

しかし、少し落ち着き日常に戻りつつある現時点で振り返ってみると、この二年間は後退ばかりでもありませんでした。コロナ前は百に満たない自治体の図書館しか導入していなかった電子書籍貸出サービスは、現在、三百を超える自治体、千館以上の図書館で実施されるようになりました(一般社団法人電子出版制作・流通協議会調べ)。対面接触を避けるためのリモートによるイベント、オンラインお話し会なども多くの図書館で行われました。また、著作権法が改正され、図書館から文献の複写をメールで送信することが可能となります。これもコロナ禍という環境が後押ししたといわれています。さらに、利用者サービスではありませんが、ウェブ会議が日常的になり、距離や移動時間の制約なしに打ち合わせを持ち、意思疎通を図ることができるようになりました。

コロナ禍の中で、図書館は、利用者へのサービスを守るためにこれらの新しい運営やサービスのツールを手に入れたということでもあります。コロナなしでは、これほど急速な変化は起こりえなかったでしょう。

今後は、これらのツールを使って図書館及び図書館サービスを発展させる番です。様々な課題は残しつつも、これらのツールは、「守り」だけではなく人々の役に立ち、より地域に貢献できる図書館を目指すうえでも有効です。

本研究所は、その名前が示す通り、急激に変化する社会状況の中で、今後、図書館が人々の成功と幸せのために何ができるのか、そのためには図書館はどう変わっていくかなければならないかを考えてきました。その一員として、目指す次の図書館の姿を、皆様とともに考えていきたいと思っております。

研究所 TOPICS

第6回ワークショップ「図書館員の未来準備」参加申込受付中

これからの図書館を考え、未来に備える図書館員の皆様の学びの機会として、毎年開催しております。今回は、10月24日(月)・28日(金)・31日(月)・11月4日(金)の4日間8科目で開催します。個人でのご参加のほか、職場スタッフの研修としてもご活用ください。

○受講単位(日程):受講料(すべて税込)

- ・全科目(10/24,10/28,10/31,11/4):18,000円
- ・領域①図書館情報システム(10/24,10/31,11/4):8,000円
- ・領域②図書館の役割1「図書館と学び」(10/24,10/28):5,000円
- ・領域③図書館の役割2「図書館とコミュニティ」(10/31,11/4):5,000円

※定員を超えていない科目については、科目別受講(3,000円)も可能です。ぜひご相談ください。

事前課題がありますので、お早めにお申込みください。詳細・お申込みは、右記QRコードまたは以下URLをご覧ください。

▶ https://www.miraitosyokan.jp/future_lib/ws/202210/



第6回 ワークショップ
図書館員の未来準備

詳細・お申込み
はこちらから ▶



第7回シンポジウム「図書館とコミュニティアセット」11月28日(月)開催予定

11月28日(月)に、後藤真氏(国立歴史民俗博物館)、井上康志氏・藤山由香利氏(都城市立図書館)をお招きし、開催いたします。今回も、ZoomとYouTubeのライブ配信を予定しております。近日中に参加申込受付を開始予定です。

オープンレクチャー第6回「著作権法改正 —デジタル社会の図書館を考える」(報告)

8月22日(月)にZoomとYouTubeのライブ配信にて、表記のオープンレクチャーを開催いたしました。図書館関係者を中心に多方面から、150名ほどの方々のご参加をいただきました。お送りくださったアンケートにも種々積極的なご回答が寄せられています。誠にありがとうございました。

『都政新報』に当研究所所長 永田治樹の論考が掲載されました

『都政新報』2022年9月6日号の「主張」に、永田が寄稿した記事「アクセスしやすい都の公共図書館」が掲載されました。

ユネスコ公共図書館宣言 2022 (仮訳) および解説

永田 治樹

社会と個人の自由、繁栄および発展は、人間にとっての基本的な価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を進展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。それは、商業的、技術的、あるいは法的な障壁に妨げられることなく、科学や地域に関する知識をはじめとする、あらゆる種類の知識へのアクセスを提供し、知識の生産を可能にし、かつ共有することによって、健全な知識社会を支える。

図書館は、どの国においても、とりわけ開発途上国において、教育を受ける権利、および知識社会や地域の文化生活へ参加する権利をできるだけ多くの人々が享受しうよう支援する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心の中に平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。それは知識社会の不可欠な構成要素であって、ユニバーサル・アクセスを実現し、すべての人に情報の意味のある利用を可能にするという責任を果たすため、情報伝達の新しい手法を継続的に取り入れる。また、知識の生産と情報や文化の共有・交換に必要な、そして市民の関与を推進するための、公共スペースを提供する。

図書館は地域社会を育むもので、積極的に新しい利用者にも手を差し伸べ、実効ある聞き取りによって、地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献するサービス企画を支援する。人々の図書館への信頼に応え、地域社会への積極的な情報の提供と啓発が公共図書館の目指すところである。

公共図書館のサービスは、年齢、民族性、ジェンダー、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分やその他のいかなる特性を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、デジタル技能やコンピュータ技能が不足している人、識字能力の低い人、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。コレクション(蔵書)とサービスには、伝統的な資

料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応した、そして地域社会における言語的・文化的多様性を反映したものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

コレクション(蔵書)およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育、包摂性、市民参加、および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。これらの基本的使命を通じて、公共図書館は持続可能な開発目標(SDGs)と、より公平で人道的な持続できる社会の建設に貢献する。

- 検閲のない、幅広い情報や意見へのアクセスを提供し、あらゆる段階の正規と非正規の教育を支援するとともに、継続的、自発的、自律的な知識の探求を可能にする生涯学習を人生の全段階で支援する。(2)
- 個人の創造的な発展のための機会を提供する。そして想像力、創造性、好奇心と共感性を覚醒させる。(3)(4)
- 生まれてから大人になるまで、子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。(1)
- 情報に基づいた民主的な社会を整備していくという観点で、読み書き能力を向上させる識字の活動やプログラムに着手し、援助し、関与して、あらゆる年齢層のすべての人々のメディア・情報リテラシーとデジタルリテラシーの技能の発達を促す。(12)(11)
- デジタル技術を通じて、情報、コレクション、およびプログラムの利用を対面でも遠隔でも可能にして、いつでも可能な限り地域社会にサービスを提供する。
- 社会的しくみの根幹に関わる図書館の役割を認識し、すべての人々にあらゆる種類の地域情報の入手と地域をまとめる機会を確保する。(9)
- 利用者の生活に影響を与える可能性のある研究成果や健康情報など、科学的知識の利用を地域社会に提供し、科学的進歩に関与できるようにする。
- 地域の企業、協会、利益団体に対して適切な情報サービスを提供する。(10)
- 地域と先住民に関するデータ、知識、遺産(口頭伝承を含む)を保存し、利用できるようにする。人々の要望に沿って、確保し、保存し、共用する資料を特定する際に地域社会が

積極的な役割を果せる環境を整備する。(8)

- 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。(7)
- 伝統的なメディアであっても、デジタル化資料あるいはオープンデジタル資料であっても、文化的表現・遺産の保存および有意義な利用、芸術性の評価、科学的知識や研究と新機軸へのオープン・アクセスを促進する。(5)

財政、法令、ネットワーク

- * 公共図書館の建物への入場およびサービスは原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは国際的な協約や合意に基づいた、特定の、最新の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。
- * デジタル時代において、著作権と知的財産権に関する法令は、物理的資源の場合と同様に、公共図書館に合理的な条件でデジタルコンテンツを調達しアクセスできるようにする法的能力を保証しなければならない。
- * 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。
- * 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、広域の図書館、研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営・管理

- * 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。地域についての知識と住民参加の重要性は、このプロセスにとって有用であり、意思決定には、地域社会の関与がなければならない。
- * 公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。
- * 地域社会のすべての人々が、サービスを実際にもまたデジタル方式でも利用できなければならない。それには適切な場所につくられ、設備の整った図書館の建物、読書および勉強のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に來られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。
- * 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。また、当該地域の、社会的に排除された集団、特別な支援を必要とする利用者、多言語の利用者、および先住民の要求にも対応する必要がある。
- * 図書館員は、デジタルと伝統的なもの双方で、利用者との積極的な仲介者である。十分な人的資源と情報資源

は、図書館員の専門教育と継続教育と同様、現在と将来の課題に対応し、適切なサービスを確実に行うためには欠くことができない。資源が量的・質的に十分かどうかについて、指導層が図書館専門職と協議しなくてはならない。

- * 利用者がすべての資源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育のプログラムが実施されなければならない。
- * 継続的な調査研究は、政策立案者に図書館の社会的な利益を明示するために、図書館のインパクト(影響)や収集したデータの評価を重視しなくてはならない。図書館がもたらす社会の利益はしばしば次の世代に及ぶので、統計データについては長期的に収集しなくてはならない。

連携

- * 連携を結ぶことは、図書館がより広範なより多様な人々と接するために不可欠である。関連する協力者、たとえば、利用者グループ、学校、非政府組織、図書館協会、企業、そしてその他の専門職との地域、地方、全国、国際な段階での協力が確保されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

<仮訳にあたって>

- ・原文 *IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022*. タイトルの訳は 1994 年版を踏襲し「ユネスコ公共図書館宣言」とした。
<https://repository.ifla.org/bitstream/123456789/2006/1/IFLA-UNESCO%20Public%20Library%20Manifesto%202022.pdf> (参照 2022-09-12)
- 「ユネスコ公共図書館宣言 1994 年(日本語訳)」
<https://archive.ifla.org/VII/s8/unesco/japanese.pdf>
(参照 2022-09-12)
- ・1994 年版を継承している部分については、長倉美恵子・日本図書館協会国際交流委員会訳をそのまま使用した。改訂による異同については、今改訂で更新された部分に下線をつけた。
- ・改訂部分も用語は基本的に 1994 年版を継承している。ただし、1994 年版を使用している個所で訳を変更した個所には、点線の下線を施した。(例:蔵書→コレクション(蔵書)、地域の図書館→広域の図書館、学術研究図書館→研究図書館、資料源→情報資源、計画→プログラム)
- ・「公共図書館の使命」の部分の末尾の丸括弧内の番号は、1994 年版で全部ないしはその一部について言及があった箇条の番号である。

■IFLA 大会におけるユネスコ公共図書館宣言の改訂発表

2022年7月末にアイルランドのダブリンで開催された国際図書館情報会議(IFLA[国際図書館連盟]年次総会)において、ユネスコ公共図書館宣言の改訂の発表があるので、そのセッションに出席してみた。ユネスコとIFLAの担当者によるそれぞれの説明に続いて、出席者は数グループに分かれて、宣言をどのように活用できるかを議論した。最後に、各グループよりその結果報告が行われた。人々や行政当局に周知するために、もっと多様な形で流布させようという意見が多く聞かれた。

グループでの議論で、活用事例の一つにフランスの「図書館及び公衆の読書の発展に関する法律 2021-1717号」¹が引き合いに出されていた。2021年に至るまでフランスには公共図書館法なるものがなかったこともあるが、この宣言は、開発途上国ばかりでなく先進国においても慣行を打ち破るアドボカシー(提言)の道具として機能している²。

■1949年から1972年・1994年改訂まで

ユネスコ公共図書館宣言は、1949年5月に『公共図書館:民衆教育の活力』³として初めて発せられて以来、わが国を含めて、世界中で公共図書館法令の整備に大きな影響を及ぼしてきた。公共図書館は、「人々のために、人々によって運営される教育のための民主的な機関として」「公的な行政機関のもとに設置され」「全部もしくは大部分が公的資金で維持され」「図書、雑誌、新聞、地図、絵画、映画、楽譜、楽譜そして録音物」などを「すべてのコミュニティ構成員に同じ条件で自由(無償)利用」で提供し、表現の自由を確保し、市民が継続的に学び、社会で求められる役割を果たすための能力を培う「活力のある地域社会の力」であるという内容である。この骨格は当初から現在のものまでずっと引き継がれている。

その後、1972年の国際図書館年に際して最初の改訂⁴があり、これまでの枠組みに添えて「公共図書館は、くつろぎや楽しみのための本も用意して、学生を支援し、最新の技術的、科学的、社会情報を提供することによって、人間の精神をリフレッシュすることに関心をもつ」とされ、図書館が趣味や娯楽等の要求に応えること、それにコミュニティにおける活動や情報技術の進展にも対応した。

さらに20年ほど経て、社会状況の進展を踏まえた改訂が1991年に発議され、数年にわたる議論を踏まえ1994年IFLAハバナ大会に改定案が提出され、同年ユネスコの総合情報プログラム理事会で承認された⁵。この改訂は、技術進歩により拡大された資料提供の範囲とともに、いわゆる無料原則を含む、情報への自由なアクセス保証など基本問題の議論などを踏まえたものだった⁶。

■ユネスコ公共図書館宣言 2022

しかし、最新のものでも設定されてからすでに四半世紀が経過し、この宣言も急速な情報技術と社会の変化を反映させることが求められていた。そこで現状を踏まえた検討を始めるために、2020年にIFLA公共図書館部門が宣言の使い勝手と有効性に

についての調査を行った。その調査結果⁷から①今日の情報社会における公共図書館の役割の再考、②社会的包摂の強化、③地域の要求を汲み、地域の文化のアクセスやアーカイブの保存などに取り組むこと、④全年齢において学習や創造性を重視することなどの提案がえられたという。

IFLAのWebサイトに『今日の公共図書館の使命:公共図書館宣言のどこが新しいか』という文書⁸がある。それでは今回の改訂の肝として、①持続可能な開発と②知識社会における図書館という二つの事項をあげている。最初のもは、国連の持続可能な開発目標(SDGs)への支持を表明し、情報、識字、教育、および文化に関係する領域で、持続可能な社会をつくってゆくのに貢献する必要性をいう。図書館は持続可能な開発行為に関わるが、その視点はより公平(エクイティ)で人間らしくというところにある。

二つ目は、知識社会における図書館という位置づけである。知識社会とは、現象的に情報や知識が行きわたっていることをいうのではなく、知識が富の源泉となる社会という意味である。そのため知識は人々にとって不可欠なものであり、公共図書館は、「商業的、技術的、または法的障壁なしに」「社会のすべての構成員が知識にアクセスし、生産し、共有するのを支援」しなくてはならない。またこれには、さまざまな技術的解決や、デジタルデバイドの回避、それに情報リテラシーに関する啓発も必要であり、情報に通じた民主的な社会を整備するために、図書館の役割が拡大されているのである。

今回の改訂は、知識社会における図書館という位置づけとともに、再々強調されているように、社会的包摂や公平の問題、それに地域社会への公共図書館のより深い関与を示唆しているのが特徴といえる。

<注・参考文献>

1. <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044537514/>(参照2022-09-12) その概要の邦文献として、『外国の立法』No.292-1, 2022.7. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12302077_po_02920113.pdf?contentNo=1(参照2022-09-12)
2. この法の立案過程において、シルヴィ・ロペール議員(元老院)が、開館時間の拡大に関して、ユネスコ宣言が根拠になったと声明している。<https://www.culture.gouv.fr/en/Thematiques/Livre-et-lecture/Actualites/Remise-du-rapport-de-Sylvie-Robert-sur-l-adaptation-et-l-extension-des-horaires-d-ouverture-des-bibliotheques-publiques-de-France>(参照2022-09-12)
3. Unesco. The Public Library ; A Living Force for Popular Education, 1949. <https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/public-libraries/documents/unesco-public-library-manifesto-1949.pdf>(参照2022-09-12)
4. Unesco Public Library Manifesto, 1972. <https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/public-libraries/documents/unesco-public-library-manifesto-1972.pdf>(参照2022-09-12)
5. IFLA/Unesco Public Library Manifesto, 1994. <https://repository.ifla.org/bitstream/123456789/168/1/pl-manifesto-en.pdf>(参照2022-09-12)
6. 柳与志夫。「ユネスコ公共図書館宣言」改訂へ、カレントアウェアネス, No. 177, 1994.05.20. 村上泰子, 北克一。1994年ユネスコ公共図書館宣言の改訂の動向, 図書館界, Vol.47, No.5, p. 290-296.
7. IFLA. Librarians Have Spoken! Over 750 Responses to the Public Library Manifesto Survey Received, 2020. <https://www.ifla.org/news/librarians-have-spoken-over-750-responses-to-the-public-library-manifesto-survey-received/>(参照2022-09-12)
8. IFLA. The Mission of the Public Library of Today; What's new in the Public Library Manifesto [2022] <https://repository.ifla.org/bitstream/123456789/2007/1/The%202022%20IFLA-UNESCO%20Public%20Library%20Manifesto%20at%20a%20Glance.pdf>(参照2022-09-12)

